

令和8年8月26日招集

令和8年第4回

日高市議会定例会議案

目 次

	頁
議案第37号 令和7年度日高市一般会計歳入歳出決算の認定について	3
議案第38号 令和7年度日高市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	4
議案第39号 令和7年度日高市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	5
議案第40号 令和7年度日高市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	6
議案第41号 令和7年度日高市武蔵高萩駅北土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	7
議案第42号 令和7年度日高市水道事業会計決算の認定について	8
議案第43号 令和7年度日高市下水道事業会計決算の認定について	9
議案第44号 令和8年度日高市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議案第45号 令和8年度日高市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第46号 令和8年度日高市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第47号 日高市印鑑条例の一部を改正する条例	10
議案第48号 日高市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例	12
議案第49号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	14
議案第50号 日高市学校設置条例等の一部を改正する条例	16
議案第51号 日高市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例	19
議案第52号 日高市子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例	21
議案第53号 日高市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	24
議案第54号 日高市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第55号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	29
議案第56号 武蔵高萩駅北地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例を廃止する条例	32
議案第57号 令和7年度日高市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	33
議案第58号 人権擁護委員の候補者の推薦について	34

議案第37号

令和7年度日高市一般会計歳入歳出決算の認定について

別冊令和7年度日高市一般会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和8年8月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

議案第38号

令和7年度日高市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

別冊令和7年度日高市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和8年8月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

議案第39号

令和7年度日高市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

別冊令和7年度日高市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和8年8月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

議案第40号

令和7年度日高市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

別冊令和7年度日高市介護保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和8年8月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

議案第41号

令和7年度日高市武蔵高萩駅北土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

別冊令和7年度日高市武蔵高萩駅北土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和8年8月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

議案第42号

令和7年度日高市水道事業会計決算の認定について

別冊令和7年度日高市水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和8年8月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

議案第43号

令和7年度日高市下水道事業会計決算の認定について

別冊令和7年度日高市下水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和8年8月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

議案第47号

日高市印鑑条例の一部を改正する条例

日高市印鑑条例（昭和54年条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
（登録原票） 第7条 略 <u>2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調製することができる。</u> （印鑑登録証明書の申請） 第15条 略 2 略 3 略 (1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規	（登録原票） 第7条 略 （印鑑登録証明書の申請） 第15条 略 2 略 3 略 (1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規

定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。<u>次号及び第3号において同じ。</u>）が記録されたものに限る。） <u>(2) 特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいい、利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）</u> <u>(3) 特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいい、利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）</u> <u>(4) 略</u>	定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されたものに限る。） <u>(2) 略</u>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年8月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、特定在留カード等の使用に係る所要の改正等をしたいので、この案を提出するものである。

議案第48号

日高市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

日高市認可地縁団体印鑑条例（平成8年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
（登録資格） 第2条 略 （1）略 （2）地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）<u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 （3）～（5）略 （印鑑の登録） 第4条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票を備え、前条の申請があったときは、当該認可地縁団体につき施行規則<u>第18条の3第1項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載さ	（登録資格） 第2条 略 （1）略 （2）地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）<u>第19条第1項第1号へ</u>に規定する職務代行者 （3）～（5）略 （印鑑の登録） 第4条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票を備え、前条の申請があったときは、当該認可地縁団体につき施行規則<u>第21条第2項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されて

れている事項その他必要な事項について審査し、当該認可地縁団体印鑑登録原票に認可地縁団体印鑑の登録をしなければならない。 2・3 略	いる事項その他必要な事項について審査し、当該認可地縁団体印鑑登録原票に認可地縁団体印鑑の登録をしなければならない。 2・3 略
---	---

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

令和8年8月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第49号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
(特別休暇) 第14条 略 2 略 (1) 略 (2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人、 <u>被害者参加人</u> 等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 その都度必要と認められる期間 (3)～(22) 略 3～5 略	(特別休暇) 第14条 略 2 略 (1) 略 (2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 その都度必要と認められる期間 (3)～(22) 略 3～5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年8月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

職員が被害者参加人として裁判所等に出頭する場合について、特別休暇の対象としたいので、この案を提出するものである。

議案第50号

日高市学校設置条例等の一部を改正する条例

(日高市学校設置条例の一部改正)

第1条 日高市学校設置条例(昭和46年条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後		改 正 前	
(1) 小学校		(1) 小学校	
名称	位置	名称	位置
略		略	
日高市立高萩北小学校	<u>日高市旭ヶ丘三丁目2番地2</u>	日高市立高萩北小学校	<u>日高市大字旭ヶ丘800番地</u>

(日高市学童保育室設置及び管理条例の一部改正)

第2条 日高市学童保育室設置及び管理条例(昭和54年条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後			改 正 前		
別表（第１条関係）			別表（第１条関係）		
保育室の名称	定員	位置	保育室の名称	定員	位置
略			略		
高萩北学童保育室	略	<u>日高市旭ヶ丘三丁目２番地２</u>	高萩北学童保育室	略	<u>日高市大字旭ヶ丘800番地</u>
略			略		

（日高市学校運動場夜間照明施設の設置に関する条例の一部改正）

第３条 日高市学校運動場夜間照明施設の設置に関する条例（昭和58年条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１）改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- （２）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- （３）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後		改 正 前	
（名称及び位置）		（名称及び位置）	
第２条 略		第２条 略	
名称	位置	名称	位置
略		略	
日高市立高萩北小学校夜間照明施設	<u>日高市旭ヶ丘三丁目２番地２</u>	日高市立高萩北小学校夜間照明施設	<u>日高市大字旭ヶ丘800番地</u>

附 則

この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第４項の規定による川越都市計画事業旭ヶ丘松の台土地区画整理事業の換

地処分公告のあった日の翌日から施行する。

令和8年8月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

川越都市計画事業旭ヶ丘松の台土地区画整理事業による町名変更に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第51号

日高市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

日高市保育所設置及び管理条例（昭和53年条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後			改 正 前		
(開所時間)			(開所時間)		
第5条 略			第5条 略		
(1) 略			(1) 略		
(2) 土曜日 午後7時30分から <u>午後4時30分</u> まで			(2) 土曜日 午前7時30分から <u>午後1時</u> まで		
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）		
保育所の名称	入所定員	位置	保育所の名称	入所定員	位置
日高市立高麗川保育所	<u>120人</u>	略	日高市立高麗川保育所	<u>100人</u>	略
日高市立高麗保育所	略	略	日高市立高麗保育所	略	略
			<u>日高市立高根保育所</u>	<u>120人</u>	<u>日高市大字下鹿山490番地1</u>

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

令和 8 年 8 月 26 日 提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

高根保育所を廃止し、高麗川保育所の入所定員を増やすとともに、開所時間の変更をしたいので、この案を提出するものである。

議案第52号

日高市子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例

（日高市子ども医療費支給に関する条例の一部改正）

第1条 日高市子ども医療費支給に関する条例（昭和48年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
（支給の方法） 第5条 略 2・3 略 4 市長は、第2項の規定により当該医療機関等に支払う子ども医療費に相当する額の審査及び支払に関する事務を埼玉県国民健康保険団体連合会又は<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>に委託することができる。	（支給の方法） 第5条 略 2・3 略 4 市長は、第2項の規定により当該医療機関等に支払う子ども医療費に相当する額の審査及び支払に関する事務を埼玉県国民健康保険団体連合会又は<u>社会保険診療報酬支払基金</u>に委託することができる。

（日高市重度心身障害者医療費助成金の支給に関する条例の一部改正）

第2条 日高市重度心身障害者医療費助成金の支給に関する条例（昭和50年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
(支給の方法) 第8条 略 2・3 略 4 市長は、第2項の規定により当該医療機関等に支払う医療費助成金に相当する額の審査及び支払に関する事務を埼玉県国民健康保険団体連合会又は <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u> に委託することができる。	(支給の方法) 第8条 略 2・3 略 4 市長は、第2項の規定により当該医療機関等に支払う医療費助成金に相当する額の審査及び支払に関する事務を埼玉県国民健康保険団体連合会又は <u>社会保険診療報酬支払基金</u> に委託することができる。

(日高市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正)

第3条 日高市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
(支給の方法) 第7条 略 2・3 略 4 市長は、第2項の規定により当該医療機関等に支払うひとり親家庭等医療費に相当する額の審査及び支払に関する事務を埼玉県国民健康保険団体連合会又は <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機</u>	(支給の方法) 第7条 略 2・3 略 4 市長は、第2項の規定により当該医療機関等に支払うひとり親家庭等医療費に相当する額の審査及び支払に関する事務を埼玉県国民健康保険団体連合会又は <u>社会保険診療報酬支払基金</u> に委託す

構に委託することができる。	ることができる。
---------------	----------

附 則

この条例は、令和８年10月１日から施行する。

令和８年８月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

社会保険診療報酬支払基金の名称が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に変更されることに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第53号

日高市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

日高市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
（多量の一般廃棄物） 第6条 法第6条の2第7項の規定により市が運搬すべき場所及び方法を指示することができる排出量は、規則で定める。	（多量の一般廃棄物） 第6条 法第6条の2第5項の規定により市が運搬すべき場所及び方法を指示することができる排出量は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年8月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第54号

日高市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

日高市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（令和５年条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。

（２）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。

（３）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後		改 正 前	
別表第１（第３条関係）		別表第１（第３条関係）	
名称	区域	名称	区域
略		略	
圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側下高萩新田地区地区整備計画区域	略	圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側下高萩新田地区地区整備計画区域	略
高麗川駅東口地区地区整備計画区域	令和７年日高市告示第220号に定める川越都市計画高麗川駅東口地区地区計画の区域のうち、 <u>地区整備計画が定められた区域</u>		
別表第２（第４条―第８条関係） （１）・（２）略		別表第２（第４条―第８条関係） （１）・（２）略	

(3) 高麗川駅東口地区地区整備計画区域	
----------------------	--

別紙のとおり	
--------	--

附 則

この条例は、令和８年10月１日から施行する。

令和８年８月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

高麗川駅東口地区地区計画の都市計画決定に伴い、当該計画区域内の適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、建築物の敷地、用途等に関する規定を整備したいので、この案を提出するものである。

別紙

(3) 高麗川駅東口地区地区整備計画区域

地区の区分	1	2	3
	建築物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限
A地区 (近隣商業地域)	次の各号のいずれかに該当する建築物以外の建築物 (1) 畜舎 (2) 自動車教習所 (3) 勝馬投票券発売所 (4) マージャン屋 (5) エ場（作業場の床面積の合計が50平方メートル以内及び原動機の出力の合計が0.75キロワット以下のものを除く。） (6) 倉庫（主たる建築物に附属する倉庫を除く。）	150平方メートル	建築物の壁面若しくはこれに代わる柱（附属の自動車車庫は除く。）又は高さ2メートルを超える門から道路境界までの距離は、50センチメートル以上とする。ただし、駅前広場又は都市計画道路高麗川駅東口通線に面する部分にあっては道路境界線から1メートル以上とする。
B地区 (第二種住居地域)			
C地区 (第一種住居地域)	次の各号のいずれかに該当する建築物以外の建築物 (1) 畜舎 (2) 自動車教習所 (3) エ場（建築基準法施行令第130条の5の2第3号及び同条第4号に規定するものを除く。） (4) ホテル及び旅館 (5) ガソリンスタンド	130平方メートル	

	(6) 倉庫（主たる建築物に附属する 倉庫を除く。）		
--	-------------------------------	--	--

議案第55号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（日高市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 日高市水道事業の設置等に関する条例（昭和44年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u> の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

（日高市下水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例の一部改正）

第2条 日高市下水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例（昭和58年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(日高市監査委員に関する条例の一部改正)

第3条 日高市監査委員に関する条例(平成3年条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
(請求又は要求による監査) 第5条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、<u>第243条の2の9第3項</u>(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、10日以内に監査に着手しなければならない。 2 略	(請求又は要求による監査) 第5条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、<u>第243条の2の8第3項</u>(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、10日以内に監査に着手しなければならない。 2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和８年８月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第56号

武蔵高萩駅北地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例を廃止する条例

武蔵高萩駅北地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年条例第18号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和8年8月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

武蔵高萩駅北地区地区計画の変更に伴い、当該計画区域内における容積率の特例等に係る建築物の制限を行う必要がなくなったため、この案を提出するものです。

議案第57号

令和7年度日高市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

次のとおり令和7年度日高市下水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて議決を求める。

1 処分前

未処分利益剰余金 56,310,696円

2 処分後

資本金 56,310,696円

令和8年8月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

令和7年度日高市下水道事業会計未処分利益剰余金について処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第58号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦することについて意見を求める。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

関 祐 江

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

令和8年8月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

人権擁護委員篠崎明子氏の任期は、令和8年12月31日付けで満了となることから、その後任として関祐江氏を同委員に推薦することについて意見を求めたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

参考資料

【個人情報のため略】